

ごみ収集体制に関する要求書

環境支部要求 (2007. 12. 26)	回 答 (20. 1. 17)
<p>1 一般廃棄物の処理に関する事務は、住民の日常生活に最も密着した行政サービスの一つであり、地方自治法第二条に定める「自治事務」に該当します。この事務を市町村以外の者に委託するかどうかは、ごみの減量・リサイクルなど3Rの推進や住民サービスの向上等を総合的に勘案して、判断すべきであります。環境支部としては、この間のリサイクル推進による大幅なごみ減量の成果や今後の3R 推進の必要性などを勘案すると、引き続き直営で行うべきものだと考えます。</p> <p>今後、収集・運搬事務を委託したことによって、住民サービスの低下や分別の不徹底などを招いた場合には、直ちに直営体制に戻すこと。</p> <p>2 収集・運搬事務の委託を行う場合の基準は、廃棄物処理法施行令第4条1号から6号及び8号のとおりとすること。</p> <p>3 具体的な委託内容に関しては、労使合意を前提とすること。</p> <p>4 リサイクル推進公社の派遣職員については、各区に複数配置とすること。</p> <p>5 委託区においても次の業務は、直営で行うこと。</p> <p>(1) なごやか収集業務 (2) 取り残し収集業務 (3) 狭隘路収集業務 (4) 不法投棄物収集業務</p>	<p>1 委託業者への指導監督を徹底し、業務委託による市民サービスの低下を生ずることなく、さらなるごみ減量に努めていきたい。</p> <p>なお、今後とも必要に応じて、収集体制のあり方を検討し、労使協議を行っていきたい。</p> <p>2 関係法令等を遵守していきたい。</p> <p>3 必要な事項については、今後とも労使での検討を行っていきたい。</p> <p>4 一定数の派遣職員を配置したいと考えており、当面の体制については、早急に協議していきたい。</p> <p>5 今後の検討課題であるが、局としても直営で行なうべき業務があると考えている。</p>